

○組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて

平成19年9月21日財計第1980号

財務大臣から各省各庁共済組合

代表者あて通知

改正 平成22年3月31日付財計第668号

平成26年7月25日付財計第2193号

令和元年6月28日付財計第3007号

令和5年7月18日付財計第3261号

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第52号）による国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）の改正により組合員証等（組合員証及び組合員被扶養者証、高齢受給者証並びに船員組合員証及び船員組合員被扶養者証をいう。以下同じ。）のカード化を行ったところですが、その取扱いにあたっての留意事項について下記のとおり通知する。

記

第1 カード様式の組合員証等への切替えに関する事項

- 1 カード様式の組合員証等への切替えは、各共済組合の判断により、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成19年9月21日）以降適宜行うことができること。なお、当分の間、改正前の施行規則の様式による組合員証等（以下「紙様式の組合員証等」という。）を交付することができることとしており、各共済組合において、紙様式の組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断することとし、カード様式の組合員証等へ切り替える際には、計画段階の早い時期に財務省主計局給与共済課と調整すること。
- 2 カード様式の組合員証等への切替えを実施しない共済組合においては、紙様式の組合員証等を引き続き使用できるものであること。この場合においては、紙様式の組合員証等を1人1枚化して交付することはできないこと。
- 3 組合員証等の材質については、「プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする」と定めているところであり、組合員証等の利便性等を考慮して耐久性のあるものとする。
- 4 組合員証等の大きさ（縦54ミリメートル、横86ミリメートル）を変更することはできないこと。
- 5 組合員証等の色地及び印刷文字の色は特定しないが、表面印字がわかりづらくならないように、さらには医療機関の窓口等において混乱が生じることのないよう、見や

すいものとする。

- 6 組合員証等の表面に記載することとされている事項（組合員証等の記号及び番号、組合員又は被扶養者の氏名、性別、生年月日、組合員の資格取得年月日又は被扶養者の認定年月日、発行機関所在地並びに保険者番号名称及び印等）は、必ず表面に記載すること。この場合における保険者番号については、昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新等について」別表に定める組合の8桁のコード番号をゴシック体で記入すること。
- 7 組合員証等の共済組合印の印影については、朱色で印刷して差し支えないこと。また、印影の縮小も差し支えないこと。
- 8 組合員証等については、記載する文字の大きさを変更する、組合員証等の更新を行うことを予定している日、共済組合の記章、組合員等の顔写真など必要記載事項以外のものを記載する、組合員証等の余白に必要な事項を記載するなど、各共済組合の判断により、所要の変更又は調整を加えることができるが、この場合においても、表面印字等が分かりづらくなりにすること。
- 9 視覚障害者に対する配慮（希望する者には、カード表面に氏名等を点字で表示するなど）に努めること。
- 10 組合員証等のカード化に当たり、ICカード等の高機能カードを採用するかどうかについては各共済組合の判断に委ねているところであるが、高機能カード化に当たっては、費用対効果等を総合的に勘案しつつ、各共済組合の円滑かつ安定的な運営を損なうことのないように十分検討すること。なお、この場合、計画段階の早い時期に財務省主計局給与共済課と調整すること。
- 11 上記の取扱いのほか、紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えに当たっては、特に次の事項に留意すること。
 - (1) 被扶養者の認定の適否を再確認すること。
 - (2) カード様式の組合員証等への切替えにより無効となる紙様式の組合員証等については、カード様式の組合員証等との交換等によりもれなく確実に回収すること。
 - (3) 回収後の紙様式の組合員証等については、表面に油性マジック等で×印を表示するか穴をあけるなど無効である旨を表示し、厳重に管理、保存したうえで保存期間終了後速やかに破棄するなど、個人情報漏洩が生じないよう万全を期すこと。
 - (4) カード様式の組合員証等への切替えに際し、紙様式の組合員証等を滅失したこと等により共済組合に提出できない者については、施行規則第91条第1項に規定する組合員証等再交付申請書を必ず提出させ、組合員の資格等を確認の上、カード様式の組合員証等を交付すること。この場合においては、同条第2項の規定の適用はないものとする。
- 12 上記のほか、組合員証等のカード化に当たって疑義等が生じた場合には、財務省主計局給与共済課に照会されたいこと。

第2 組合員証等の検認に関する事項

- 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合においては、施行規則第92条第1項（施行規則第95条第3項、第95条の2第3項及び第127条の2第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づく組合員証等の検認については、不正利用を防止するため現物の確認が必要と各共済組合が判断した場合等に実施することとする。その際、組合員の居住地の実情等を踏まえ、直接現物を確認することが困難な場合等においては、デジタル技術を活用した確認や組合員証等の写しを提出させる等の方法により実施することも可能とする。
- 2 組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、共済組合が発行する上記通達で定める別紙様式による共済組合員資格等証明書を発行し、これらの受診に支障のないよう措置を講じること。

第3 被扶養者の要件の確認に関する事項

施行規則第95条第3項（施行規則第127条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による被扶養者の要件の確認については、組合員被扶養者証又は船員組合員被扶養者証の交付を行った組合員に対して次のとおり行うこととし、無資格者の排除に努めることとする。

- (1) 毎年、本部長が定める期間に実施すること。
- (2) (1)に掲げる本部長が定める期間の初日の前日において被扶養者を有する組合員に対して施行規則第88条に規定する被扶養者申告書の提出を求め、共済組合において再確認を行うとともに、組合員原票等の整備を行うこと。